

[事案 29-143] 配当金支払請求

・平成 30 年 3 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から配当数値が変動することの説明がなかったこと等を理由に、設計書に記載された老後設計資金および長寿祝金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

昭和 60 年 5 月に契約した終身保険について、以下等の理由により、設計書に記載された老後設計資金および長寿祝金を将来にわたり支払ってほしい。または、同じく設計書に記載された、保険料払込満了時に主契約を解約した場合の受取金額を支払ってほしい。

- (1)設計書に老後設計資金額が記載されており、募集人から、配当数値が今後変動することの説明もなかった。
- (2)設計書には、保険料払込満了時に主契約を解約した場合の受取金額の記載があるが、老後設計資金および長寿祝金とは異なり、今度変動することがあるとの注記の対象項目になっておらず、記載された金額が受け取れると解釈することが妥当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款において、保険料払込満了時点までの配当金で買い増された生存保険金が老後設計資金であり、それ以後の配当で買い増された生存保険金が長寿祝金であると規定されている。配当金は、その有無および金額が契約時において確定的に定まっているものではないため、配当金を保険料とする生存保険金である老後設計資金および長寿祝金についても、契約時に将来の支払額が確定しているものではない。
- (2)保険料払込満了時に主契約を解約した場合の受取金額は、その中に老後設計資金を含むものであり、設計書に記載された額は確定したものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された老後設計資金および長寿祝金が支払われる旨の契約が成立したとは認められず、保険料払込満了時に主契約を解約した場合の受取金額が確定した金額として示されているとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。